

平成 30 年 7 月 20 日

松阪市議会

議 長 山 本 芳 敬 様

市民クラブ

楠谷 さゆり

視 察 報 告 書

下記の日程で、視察を行いました。ここに報告書を提出いたします。

記

日程	平成 30 年 7 月 13 日(金)
視察先及び 視察事項	経済産業省、環境省、内閣府、財務省 松阪白猪山山頂付近に建設計画の風力発電に関わる事項
参加議員	楠谷さゆり
報告書作成	楠谷さゆり
対応	経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐 保田友晶様 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室

室長補佐 今泉亮様
商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課
統括環境保全審査官 高須賀邦充様
省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課
係長（税、財投担当） 松田高彰様

環境省

地球環境局地球温暖化対策課
課長補佐（統括） 飯野暁様
水・大気環境局総務課/（併）大気環境課大気生活環境室
主査 嶋田章様
自然環境局 野生生物課
計画係長 篠崎さえか様

内閣府

総合海洋政策推進事務局
参事官補佐 滝川尚樹様

財務省

大臣官房政策金融課
課長補佐 大塚悠貴様

東京都千代田区永田町 2-2-1 衆議院第一議員会館 519 号室

衆議院議員 中川正春様 国会事務所にて

電話 03-3508-7128

FAX 03-3508-3428



1. 視察の目的

松阪市白猪山山頂付近における、リニューアブル・ジャパン株式会社（略 RJ）の風力発電設備建設計画に係る情報について、担当省庁に質問する。

2. 質疑応答

Q1：RJ は補助金対象の企業であるか。また、政府系金融機関などの低利融資などは受けているか。

A：（経産省）2012年7月よりの固定価格買取制度（FIT）が始まり、風力発電に関する補助金制度は基本的には無くなった。またそれまでも、RJ への風力発電に関する補助金は出ていない。融資については、環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー関連設備）の日本政策金融公庫中小企業事業は貸付対象が中小企業向けであり、RJ は資本金が13億7545万円であり中小企業ではないため、そのような融資を受ける資格は無い。

Q2：税制の優遇処置はあるのか。

A：（経産省）「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）」が平成29年度末までであった。その理由は、再生可能エネルギーの普及は、国内

エネルギー資源の拡大というエネルギー安全保障の強化、低炭素社会の創出に加え、エネルギー関連産業の創出・雇用拡大の観点から重要であること。目的は、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるため、大規模開発により経済性の確保できる風力発電、ベースロード電源として安定的に発電する地熱、水力を中心に、初期負担の軽減を図ることで再生可能エネルギー設備の導入を促進することであった。

その特例措置とは、再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、風力においては2/3とするものである。

改正によって、適用期限を平成31年度末まで延長することが決まったが、風力発電設備に関しては20kW未満のもののみである。(3/4)

また、「省エネ再エネ高度化投資促進税制（所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税）」があり、適用期限は平成31年度末まで。再エネ設備及び付带的設備を導入することで、発電量（kWh）の増加に資する先進的な設備投資等に対して、20%の特別償却を講ずるものである。付带的設備とは、蓄電池、自営線、風力発電関係設備（系統安定化・メンテナンス高度化設備）であり、具体例として、風車の異常振動を感知するセンサー等メンテナンス高度化設備を設置・活用し、設備利用率を向上させるもので、この付带的設備に関する優遇税制の利用は可能であると思われる。

Q3：2016年の資源エネルギー庁の電力システム改革により、発電事業者は許可制から届出制となったが、この理由は。

A：（経産省）発電事業者の参入を広く認めるためのものであるが、適正な調整をした上のことであり、むやみに許可をするものではない。競争によりコストが下がるのを期待してのものである。

Q4：松阪白猪山から高須の峰までの「くにうみアセットメント」の風力発電計画は、現在はどうなっているのか。

A：（経産省）平成25年6月29日に経産省が準備書を審査して勧告を出した。現在は評価書に進んでいるものと思われる。

Q5：平成29年1月17日付の松阪市長からの意見書、それを受けての平成29年2月14日付の三重県知事からの意見書には、対象地域が土砂災害リスクの可能性のあることについて明記しているにもかかわらず、平成29年3月10日付経産省からの勧告の中では、土砂災害に関する項目が削られているのはなぜか。

A：（経産省）経済産業大臣の勧告は環境保全についてであり、災害については対象では無いため。

Q6：風力発電施設による低周波騒音被害について、環境省の見解は。

A：（環境省）平成29年5月26日付で各地方自治体の長に宛て「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」を出している。その中で、風力発電施設は、もともと静穏な地域に設置させることが多いとして、バックグラウンドの騒音が低いため聞こえやすいことがある、また風力発電施設のブレード（翼）の回転に伴い発生する音は、騒音レベルが周期的に変動する振幅変調音として聞こえるなどから、騒音レベルは低いものの、より耳につきやすく、煩わしさ（アノイアンス）につながる場合があると述べている。

より詳しくは、全国の風力発電施設周辺で騒音を測定した結果からは、20Hz以下の小低周波音については人間の知覚閾値を下回り、また他の環境騒音と比べても特に低い周波数成分の騒音の卓越は見られない。

これまでに国内外で得られた研修結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関係を示す知見は確認できない。

ただし、風力発電施設から発生する騒音に含まれる成分などがアノイアンスを増加させる傾向がある。静かな環境では、風力発電施設から発生する騒音が35~40dBを超過すると、アノイアンスの程度が上がり、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があることが示唆されている。

Q7：風力発電が、クマタカなどの希少動植物に及ぼす影響に関する見解は。

A：（環境省）クマタカのバードストライクなどは認識しているし、繁殖行動にも影響することがわかっている。環境省が持っている様々なデータ(Sensitivity Map を含む)もあり、調査結果はその判断基準に照らし合わせる。調査は事業者任せのしかないのが現実であるが、事後調査も行っていく。準備書では、調査の委託先も明記することになっている。また、風車の稼働前に見直しが必要と思われることがある場合には、環境省が指導をする。

Q8：風力発電会社は発電開始までに莫大な費用と時間をかけているはず。地元の反対が強くて断念した場合、倒産の事例はないのか。

A：合理的判断かどうかは定かでないが、断念した企業は少なからずあり、倒産した企業もあるが、計画を練り直して成功する事例もある。（個別事例については、言及できないが、ネットで検索すれば事例を知ることは可能。）

3. 所感

発電事業者から経産省への届け出は報告であり、承認を求めるものではない。国は自然エネルギーを推進しており、事業者は発電所建設と発電の開始に向けて粛々と手順を進めているはずである。自然エネルギーや風力発電の総論に反対していても、国の方向性と合致しない限りなかなか事業のストップには繋がらないと思われる。地元の土砂災害の問題等は霞が関には伝わらないものであるから、白猪山の風車建設に反対するなら、今は風力発電自体のあり方に反対することよりも、地元で根ざした課題を地元からの声としてあげていくのが良いと思う。

